類

粗

ン タ

事業系ごみについて

事業系ごみとは

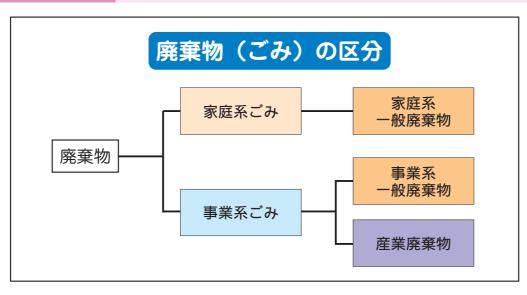
お店や事業所などの事業活動から出るごみです。

事業活動とは

工場、事務所、商店、飲食店、農業、漁業などの営利を目的とし たものだけでなく、病院、社会福祉施設、官公庁、教育施設、NPO 法人、宗教法人なども該当します。

処理責任について

事業活動から出るごみは、事業者自身が自らの責任において適正 に処理することが義務付けられています。(廃棄物の処理及び清 掃に関する法律第3条)



- □家庭系一般廃棄物……市に処理責任があります。
- □事業系一般廃棄物……事業系ごみのうち法で定められた20種類以外の廃棄物

事業者に処理責任があります。

口産業廃棄物………事業系ごみのうち法で定められた20種類の廃棄物

事業者に処理責任があります。

産業廃棄物は市では処理できません

事業系一般廃棄物の 処理方法

以下の2つの方法があります。

- ①自ら市の処理施設(環境センター)に搬入する。
- ②許可を持った一般廃棄物収集運搬業者と契約を結び、処理を委 託する。(P.18に掲載しています)

事業系ごみを家庭ごみのごみ出し場所(ステーション)などに捨てた場合は 不法投棄にあたります。